

第二百一十一回国
参議院財政金融委員会會議録第八号

令和五年四月四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十日

辞任

白井 正一君

越智 俊之君

三月三十一日

辞任

梶原 大介君

四月三日

辞任

野上浩太郎君

梅村 聡君

四月四日

辞任

小池 晃君

補欠選任

藤川 政人君

野上浩太郎君

補欠選任

岡田 直樹君

補欠選任

田中 昌史君

青島 健太君

補欠選任

岩渕 友君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

酒井 庸行君

浅尾慶一郎君

大家 敏志君

西田 昌司君

横沢 高德君

上田 勇君

委員

佐藤 信秋君

田中 昌史君

馬場 成志君

藤川 政人君

古川 俊治君

宮沢 洋一君

宮本 周司君

勝部 賢志君

柴 慎一君

秋野 公造君

横山 信一君

青島 健太君

浅田 均君

大塚 耕平君

岩渕 友君

神谷 宗幣君

堂込麻紀子君

鈴木 俊一君

秋野 公造君

小松 康志君

国務大臣

財務大臣

副大臣

財務副大臣

事務局側

常任委員会専門員

本日の会議に付した案件

○株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(酒井庸行君) ただいまから財政金融委員会を開会をいたします。

委員の異動について御報告をいたします。

昨日までに、越智俊之君、白井正一君、梶原大介君及び梅村聡君が委員を辞任をされ、その補欠として藤川政人君、岡田直樹君、田中昌史君及び青島健太君が選任をされました。

また、本日、小池晃君が委員を辞任され、その補欠として岩渕友君が選任をされました。

○委員長(酒井庸行君) 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。鈴木財務大臣。

○国務大臣(鈴木俊一君) おはようございます。

ただいま議題となりました株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

国際情勢の変化等を踏まえ、株式会社国際協力銀行の機能強化を通じ、日本の産業の国際競争力の維持向上に資するサブライチエーンの強化や、スタートアップ等の日本企業のリスクテーク推進等を進めるとともに、ロシアの侵略戦争に直面するウクライナの復興を支援するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、日本企業のサブライチエーン等を支える外国企業への貸付けや、物資を日本企業が海外で引き取る場合の貸付け、海外でのサブライチエーン強化のための事業資金の国内大企業經由での貸付けを可能とすることとしております。

見据えた、日本企業の更なるリスクテークを後押しするため、海外事業を行う国内のスタートアップ企業や中堅・中小企業への出資等を可能とするとともに、特別業務勘定の対象分野を拡大することとしております。

第三に、国際協調によるウクライナ復興支援への参画に向け、国際金融機関によるウクライナ向け融資を国際協力銀行が保証できるようにすることとしております。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

現在、ウクライナの復興支援や公衆衛生危機への対応強化が国際的な喫緊の課題となっている中、国際復興開発銀行において、こうした課題への対応を目的とした基金の設立が進められております。

政府は、国際復興開発銀行が果たす役割や、本年のG7議長国として日本が国際社会でリーダーシップを発揮することの重要性に鑑み、同銀行が加盟国の復興又は開発を支援するために設ける基金に対して国債による拠出を可能とするため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国際復興開発銀行に設けられる基金に対し、予算で定める金額の範囲内で国債による拠出を可能とすることとしております。

第二に、当該基金に対して、外国通貨建て国債による拠出を可能とすることとしております。

以上が、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正

第五部 財政金融委員会会議録第八号 令和五年四月四日【参議院】

する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(酒井庸行君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会をいたします。

午前十時五分散会

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税を五％に引き下げ、税の集め方を抜本的に見直すことに関する請願(第六三三号)(第六三四号)(第六三五号)(第六三六号)(第六三七号)(第六三八号)(第六三九号)(第六四〇号)(第六四一号)(第六四二号)(第六四三号)

一、納税者の権利擁護を求めることに関する請願(第七五八号)(第七五九号)(第七六〇号)(第七六一号)(第七六二号)(第七六三号)(第七六四号)(第七六五号)(第七六六号)(第七六七号)(第七六八号)

一、生理用品の課税撤廃に関する請願(第七八四号)

第六三三号 令和五年三月十七日受理
消費税を五％に引き下げ、税の集め方を抜本的に見直すことに関する請願

請願者 愛知県豊田市 榊原和江 外二百二十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六三四号 令和五年三月十七日受理
消費税を五％に引き下げ、税の集め方を抜本的に見直すことに関する請願

請願者 京都府福知山市 山田順子 外二百二十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

請願者 埼玉県秩父郡東秩父村 市田仁子 外二百二十九名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六三五号 令和五年三月十七日受理
消費税を五％に引き下げ、税の集め方を抜本的に見直すことに関する請願

請願者 奈良県天理市 出口めぐみ 外二百二十九名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六三六号 令和五年三月十七日受理
消費税を五％に引き下げ、税の集め方を抜本的に見直すことに関する請願

請願者 北海道恵庭市 吉田りわ 外二百三十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六三七号 令和五年三月十七日受理
消費税を五％に引き下げ、税の集め方を抜本的に見直すことに関する請願

請願者 愛知県新城市 浅尾由香 外二百二十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六三八号 令和五年三月十七日受理
消費税を五％に引き下げ、税の集め方を抜本的に見直すことに関する請願

請願者 京都府福知山市 山田順子 外二百二十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六三九号 令和五年三月十七日受理
消費税を五％に引き下げ、税の集め方を抜本的に見直すことに関する請願

請願者 滋賀県栗東市 安藤玲子 外二百二十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六四〇号 令和五年三月十七日受理
消費税を五％に引き下げ、税の集め方を抜本的に見直すことに関する請願

請願者 北海道滝川市 岸さち子 外二百二十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六四一号 令和五年三月十七日受理
消費税を五％に引き下げ、税の集め方を抜本的に見直すことに関する請願

請願者 熊本県宇城市 高浜澄子 外二百二十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六四二号 令和五年三月十七日受理
消費税を五％に引き下げ、税の集め方を抜本的に見直すことに関する請願

請願者 滋賀県草津市 松井美津子 外二百二十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六四三号 令和五年三月十七日受理
消費税を五％に引き下げ、税の集め方を抜本的に見直すことに関する請願

請願者 奈良県大和郡山市 加藤玲子 外二百二十九名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第七五八号 令和五年三月二十二日受理
納税者の権利擁護を求めることに関する請願

請願者 青森県弘前市 前田久子 外三千九百五十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第七五九号 令和五年三月二十二日受理
納税者の権利擁護を求めることに関する請願

請願者 青森県弘前市 中村正男 外三千九百五十五名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第七六〇号 令和五年三月二十二日受理
納税者の権利擁護を求めることに関する請願

請願者 青森県弘前市 小山内さつ子 外三千九百五十五名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第七六一号 令和五年三月二十二日受理
納税者の権利擁護を求めることに関する請願

請願者 青森県平川市 中嶋百合子 外三千九百五十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第七六二号 令和五年三月二十二日受理
納税者の権利擁護を求めることに関する請願

請願者 青森県弘前市 佐藤文子 外三千九百五十五名

第七六三号 令和五年三月二十二日受理 納税者の権利擁護を求めることに関する請願 請願者 青森県南津軽郡大鰐町 吹田日登美 外三千九百五十五名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。	請願者 青森県黒石市 後藤みゆき 外三千九百五十五名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。	
第七六四号 令和五年三月二十二日受理 納税者の権利擁護を求めることに関する請願 請願者 青森県南津軽郡藤崎町 横山一幸 外三千九百五十七名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。	第七八四号 令和五年三月二十三日受理 生理用品の課税撤廃に関する請願 請願者 横浜市 飯田能生 外二千三百十三名 紹介議員 田村 智子君 近年、生理の貧困問題が顕著になってきている。コロナ禍における失業、収入の減少、保護者による養育の放棄（ネグレクト）や配偶者によるDVなどの事情から、生理用品の購入が困難になる、交換頻度を減らす、トイレットペーパーで代用しているといった声が上がっている。ジェンダー平等の観点からも生理用品の購入確保は女性として生まれた者にのみ負担を掛けており、問題である。学校へ行くことや仕事をするのがままならない状況を何としても改善せねばならない。トイレに行けば無償でトイレットペーパーが使えるように、トイレに行けば無償で自由に使える生理用品がある環境を求める。また、生活必需品である生理用品に対して消費税が課せられていることは大変問題である。	
第七六五号 令和五年三月二十二日受理 納税者の権利擁護を求めることに関する請願 請願者 青森県弘前市 樋口陽子 外三千九百五十五名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。	一、現在、生理用品全般に課せられている消費税を撤廃すること。	
第七六六号 令和五年三月二十二日受理 納税者の権利擁護を求めることに関する請願 請願者 青森県弘前市 原子文明 外三千九百五十五名 紹介議員 仁比 聡平君 この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。	四月三日本委員会に左の案件が付託された。 一、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案 一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	
第七六七号 令和五年三月二十二日受理 納税者の権利擁護を求めることに関する請願 請願者 青森県黒石市 種市良子 外三千九百五十五名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。		
第七六八号 令和五年三月二十二日受理 納税者の権利擁護を求めることに関する請願		

は、製造を含む。）に関する事業であつて、我が国の法人等若しくは出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靱化又は我が国の法人等若しくは出資外国法人等が利用する技術の提供の促進に必要なものとして財務省令で定めるもの

ロ 情報通信技術を活用するための基盤の整備に関する事業その他の我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要な基盤の整備に関する事業として財務省令で定めるもの

第二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 新規企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 設立の日又は事業を開始した日以後の期間が十年未満の法人等（その海外で行う事業の内容、出資者その他の事情を勘案して当該事業に対する民間の投資を補充する必要性が低い法人等として財務省令で定めるものを除く。）

ロ イに掲げるもののほか、その海外で行う事業の内容、出資者その他の事情を勘案して当該事業に対する民間の投資を補充する必要性が特に高い法人等として財務省令で定めるもの

第十一条第四号中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に、「取得する」を「取得し、又は特定外国法人に対して、その海外で行う事業（第二条第十号イ及びロに掲げる事業に限る。）に必要な長期資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、若しくは当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得する」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 戦争の結果生じた被害の復旧に関する事業その他の海外における復興又は開発に必要な事業を行う外国政府等その他の外国の法人等に対して、国際通貨基金その他の国際機関が当該事業に必要な長期資金の貸付けを行う場合において、当該資金に係る債務の保証等（国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処のために行うものに限る。）を行うこと。

第十一条第六号中「者（一）を」に「次に掲げる者に対して当該事業に必要な資金（ロに掲げる者に対しては、海外で新たに行う事業に必要な資金に限る。）を出資し、又は」に、「で当該」を「で海外で」に改め、「を含む。」を削り、同号に次のように加える。

イ 外国の法人等

ロ 我が国の新規企業者等又は中小企業者等（中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものを

いう。以下同じ。）

第十二条第六項中「（中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）」を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 我が国の法人等がその直接又は間接に出資する出資外国法人等に対して当該出資外国法人等が行う次に掲げる事業に必要な資金の供与を行う場合において、当該法人等に対して当該供与に必要な資金の貸付けを行うとき。

イ 我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な原材料その他の物資の開発（製造を含む。）、輸送又は調達に関する事業

ロ 我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な技術の開発に関する事業

ハ 我が国の法人等又は出資外国法人等が生産する製品の加工若しくは組立て又は輸送若しくは販売に関する事業

第十二条第十項中「第七号」を「第八号」に改め、同項第七号中「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

ハ 新規企業者等又は我が国の中小企業者等が海外における事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権を取得する場合

第十三条第一項第二号中「貸付けを除く」を「貸付けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る」に、「譲受けを除く」を「譲受けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る」に改め、「取得を除く」を「取得を除き、海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等が発行する社債若しくはこれに準ずる債券若しくは信託の受益権の取得に限る」に改め、「債務の保証等（同号）の下に「及び同条第四号の二」を加え、「債務の保証等を除く」を「債務の保証等を除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る」に改め、「いずれも」を削り、「社会資本の整備に関する事業に係る」を「次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等に対する」に改め、同号に次のように加える。

イ 社会資本の整備に関する事業

ロ 資源の開発に関する事業

ハ 革新的な情報通信技術を活用した事業その他の革新的な技術又は事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を活用した事業であつて、その活用により当該事

業の高度化又は当該事業の利用者の利便の向上が図られるもの

附 則

（施行期日）

1 この法律は、令和六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条第四号の改正規定（「いう」の下に「。以下同じ」を加える部分に限る。）、同号の次に一号を加える改正規定及び第十三条第一項第二号の改正規定（「債務の保証等（同号）」の下に「及び同条第四号の二」を加える部分に限る。）並びに次項の規定は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定にあつては、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国際通貨基金（」の下に「第二条の三を除き、」を加える。

第二条の三中「基金」の下に「及び銀行加盟国の復興又は開発を支援するため銀行に設けられる基金」を加える。

第十条の二第一項中「本邦通貨」を「外国通貨又は本邦通貨」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。